



山形県公報

平成16年12月7日(火)

号 外(70)

目 次

規 則

山形県中小企業高度化資金貸付規則の一部を改正する規則..... (商業振興課) ... 1

規 則

山形県中小企業高度化資金貸付規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成16年12月7日

山形県知事 高 橋 和 雄

山形県規則第69号

山形県中小企業高度化資金貸付規則の一部を改正する規則

山形県中小企業高度化資金貸付規則(昭和43年2月県規則第10号)の一部を次のように改正する。

第1条中「中小企業者の事業の共同化、工場及び店舗の集団化、その他中小企業構造の高度化に必要な資金」を「中小企業者(独立行政法人中小企業基盤整備機構法(平成14年法律第147号。以下「法」という。)第2条第1項に規定する中小企業者をいう。以下同じ。)の事業の連携若しくは事業の共同化又は中小企業の集積の活性化に寄与する事業を行うのに必要な資金(土地、建物その他の施設を取得し、造成し、又は整備するのに必要な資金に限る。)」に、「中小企業総合事業団法(平成11年法律第19号。以下「法」という。)」を「法」に、「中小企業総合事業団法施行令(平成11年政令第203号)」を「独立行政法人中小企業基盤整備機構法施行令(平成16年政令第182号)」に改める。

第2条第1号中「別表」を「次条の表」に、「中小企業者等(以下)」を「者(第27条において)」に、「資金の貸付」を「資金の貸付け」に改め、同条第2号中「中小企業総合事業団(以下「事業団」を「独立行政法人中小企業基盤整備機構(以下「機構」に、「第21条第1項第2号イ」を「第15条第1項第4号」に改める。

第3条を次のように改める。

(貸付対象事業及び貸付対象者)

第3条 前条第1号の事業に係る貸付対象事業及び貸付対象者は、次の表に掲げるとおりとする。

貸付対象事業		貸付対象者
1 経営革新計画承認グループ事業	政令第2条第1項第1号イに掲げる事業であつて、知事が別に定める要件に該当するもの	中小企業経営革新支援法(平成11年法律第18号)第4条第1項に規定する中小企業者等であつて、次に掲げるもののうち知事が別に定める要件に該当するもの (1) 事業を実施する者の代表者 (2) 事業を実施するすべての者(連名で貸付けを受ける場合に限る。) (3) 事業を実施するそれぞれの者
2 下請振興事業計画承認グ	政令第2条第1項第1号ロに掲げる事業であつて、知事が別に定める要件に該当するもの	下請中小企業振興法(昭和45年法律第145号)第5条第1項に規定する特定下請組合等であつて、次に掲げるもののうち知事が別に定める要件に該当するもの

ループ事業		<p>(1) 事業を実施する者の代表者</p> <p>(2) 事業を実施するすべての者(連名で貸付けを受ける場合に限る。)</p> <p>(3) 事業を実施するそれぞれの者</p>
3 施設集約化事業	<p>政令第2条第1項第2号イからニまでに掲げる事業のうち、独立行政法人中小企業基盤整備機構の業務(産業基盤整備業務を除く。)に係る業務運営、財務及び会計に関する省令(平成16年経済産業省令第74号。以下「省令」という。)第28条第1項第1号イに該当するもの、省令第29条第1項第1号イに該当するもの、省令第30条第1項第1号の基準に適合し、かつ、同条第2項の要件に該当するもの、省令第31条第1項第1号の基準に適合し、かつ、同条第2項第1号イの要件に該当するもの又は同条第1項第2号の基準に適合し、かつ、同条第4項の要件に該当するものであつて、知事が別に定める要件に該当するもの</p>	<p>(1) 事業協同組合又は協同組合連合会(以下「事業協同組合等」という。)又は事業協同小組合</p> <p>(2) 協業組合</p> <p>(3) 中小企業者が会社である他の中小企業者と合併する場合において、当該合併後存続する会社又は当該合併により設立した会社(中小企業者である会社に限る。以下「合併会社」という。)</p> <p>(4) 中小企業者が会社である他の中小企業者に対して出資をする場合において、当該出資を受けた会社(中小企業者である会社に限る。以下「出資会社」という。)</p>
4 連鎖化事業	<p>政令第2条第1項第2号イ又はニに掲げる事業のうち、省令第28条第1項第1号ロに該当するもの又は省令第31条第1項第1号の基準に適合し、かつ、同条第2項第1号ロの要件に該当するものであつて、知事が別に定める要件に該当するもの</p>	<p>(1) 事業協同組合等</p> <p>(2) 出資会社</p>
5 共同施設事業	<p>政令第2条第1項第2号イ又はロに掲げる事業のうち、省令第28条第1項第1号ハ又は第29条第1項第1号ロの要件に該当するものであつて、知事が別に定める要件に該当するもの</p>	<p>(1) 政令第2条第1項第2号イに規定する特定中小企業団体(以下「特定中小企業団体」という。)</p> <p>(2) 企業組合</p> <p>(3) 協業組合</p>
6 経営改革事業	<p>政令第2条第1項第2号イ又はニに掲げる事業のうち、省令第28条第1項第1号ハの要件に該当するもの又は省令第31条第1項第3号の要件に該当するものであつて、情報の収集、処理又は提供、製品開発、技術開発、デザイン開発その他参加者の抜本的体質改善を図るもの(特定中小企業団体が、当該特定中小企業団体に設置する電子計算機に接続する情報処理設備を併せて取得し、組合員又は所属員(以下「組合員等」という。)に買取予約付きで賃貸するものを含む。)であるとともに、知事が別に定める要件に該当するもの</p>	<p>(1) 特定中小企業団体</p> <p>(2) 出資会社</p>
7 設備リース事業	<p>政令第2条第1項第2号イに掲げる事業のうち、省令第28条第1項第1号ハの要件に該当するものであつて、組合員の生産の効率化、経営の合理化その他の改善に必要とする設備を取得し、当該設備を組合員等に買取予約付きで賃貸するもの(特定中小企業団体に設置する電子計算機に接続する情報処理設備を併せて取得し、組合員等に買取予約付きで賃貸</p>	<p>特定中小企業団体</p>

	するものを除く。)であるとともに、知事が別に定める要件に該当するもの	
8 企業 合同事業	政令第2条第1項第2号八からホまでに掲げる事業のうち、省令第30条第1項第2号から第6号までのいずれか、第31条第1項第4号から第8号までのいずれか又は第32条及び第33条の要件に該当するものであつて、知事が別に定める要件に該当するもの	(1) 合併会社 (2) 出資会社
9 集団 化事業	政令第2条第1項第3号に掲げる事業であつて、知事が別に定める要件に該当するもの	(1) 事業協同組合等 (2) 事業協同組合等の組合員等である特定中小事業者（政令第2条第1項第3号に規定する特定中小事業者をいう。以下同じ。）企業組合又は協業組合
10 集積 区域整 備事業	政令第2条第1項第4号に掲げる事業であつて、知事が別に定める要件に該当するもの	(1) 事業協同組合等 (2) 商店街振興組合 (3) 商店街振興組合連合会 (4) 前3号に掲げる組合又は連合会の組合員等である中小企業者
11 地域 産業創 造基盤 整備事 業	政令第2条第2項第1号に掲げる事業であつて、知事が別に定める要件に該当するもの	(1) 政令第2条第2項第1号に規定する特定会社（以下「特定会社」という。） (2) 民法（明治29年法律第89号）第34条の規定により設立された法人（以下「公益法人」という。） (3) 商工会、商工会議所連合会又は商工会議所（以下「商工会等」という。） (4) 市町村
12 商店 街整備 等支援 事業	政令第2条第2項第2号に掲げる事業であつて、知事が別に定める要件に該当するもの	(1) 特定会社 (2) 公益法人 (3) 商工会等
13 地域 産業創 造基盤 整備活 性化事 業	法第15条第1項第15号に掲げる業務として過去に地域産業創造基盤整備事業を行つた者が、中小企業者の経営環境の変化に対応するために行う施設の整備又は既存施設の陳腐化、老朽化等を解消するために施設を再整備する事業（第11項に掲げるものを除く。）であつて、知事が別に定める要件に該当するもの	(1) 特定会社 (2) 公益法人 (3) 商工会等 (4) 市町村
14 商店 街整備 等活性 化支援 事業	法第15条第1項第15号に掲げる業務として過去に商店街整備等支援事業を行つた者が、中小企業者の経営環境の変化に対応するために行う施設の整備又は既存施設の陳腐化、老朽化等を解消するために施設を再整備する事業（第12項に掲げるものを除く。）であつて、知事が別に定める要件に該当するもの	(1) 特定会社 (2) 公益法人 (3) 商工会等

第3章の章名中「事業団」を「機構」に改める。

第27条中「事業団」を「機構」に改め、同条を第34条とする。

第26条中「事業団」を「機構」に改め、同条ただし書を削り、同条を第33条とする。

第25条中「事業団」を「機構」に、「一に」を「いずれかに」に改め、同条を第32条とし、同条の前に次の4条を

加える。

（貸付金の額）

第28条 第2条第2号の事業に係る貸付金の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 機構が、第3条の表第9項に掲げる事業であつて、小規模事業者が行うものに対する貸付け（以下この条において「小規模事業者貸付け」という。）を行うために貸付けを受ける場合 機構が行う貸付けの相手方に対する資金の貸付けの財源として必要な資金（以下「所要資金」という。）の90分の30以内で知事が定める額
- (2) 機構が、第3条の表第4項、第5項、第7項から第9項までに掲げる事業であつて、当該事業に直接又は間接に参加しようとする中小企業者の当該事業に係る事務所又は事業所の所在地が4以上の都道府県の区域にわたるものに対する貸付け（以下この条において「広域貸付け」という。）を行うために貸付けを受ける場合 所要資金の80分の10以内（前号の要件に該当する場合は、所要資金の90分の10以内）で知事が定める額
- (3) 機構が、過去に小規模事業者貸付け、広域貸付け又は第3条の表に掲げる事業に対する貸付けであつて前2号及び本号に該当しないもの（以下この条において「普通貸付け」という。）のいずれかを受けた中小企業者が行う新分野進出等経営環境の変化に対応するための施設の整備若しくは既存施設の陳腐化、老朽化等を解消するための施設の再整備に対する貸付け又は第3条の表第9項に掲げる事業を実施した事業協同組合等が同項の事業として実施する空き区画等の再整備に対する貸付け（以下この号において「施設再整備貸付け」という。）を行うために貸付けを受ける場合 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額
 - イ 小規模事業者貸付けに係る施設再整備貸付けを行うために貸付けを受ける場合 所要資金の90分の30以内で知事が定める額
 - ロ 広域貸付けに係る施設再整備貸付けを行うために貸付けを受ける場合 所要資金の80分の10以内（イに掲げる要件に該当するものについては、90分の10以内）で知事が定める額
 - ハ 普通貸付けに係る施設再整備貸付けを行うために貸付けを受ける場合 所要資金の80分の26以内で知事が定める額
- (4) 機構が、普通貸付けを行うために貸付けを受ける場合 所要資金の80分の26以内で知事が定める額
- (5) 機構が、第3条の表に掲げる事業のうち災害を受けた事業用施設の復旧を図るものであつて、知事が別に定める要件に該当するものに対する貸付けを行うために貸付けを受ける場合 所要資金の90分の23以内で知事が定める額

（償還期間等）

第29条 第2条第2号の事業に係る貸付金の償還期間は、20年以内とし、据置期間は、3年以内とする。

（貸付利率）

第30条 第2条第2号の事業に係る貸付金は、無利子とする。

（償還方法）

第31条 第2条第2号の事業に係る貸付金の償還方法については、第8条の規定を準用する。

第24条を削り、第23条を第27条とし、第22条を削り、第21条を第26条とし、第17条から第20条までを5条ずつ繰り下げる。

第16条第1項中「第14条第2号」を「第19条第2号」に改め、同条第2項中「第14条第1号」を「第19条第1号」に改め、同条を第21条とし、第15条を第20条とする。

第14条中「一に」を「いずれかに」に改め、同条第4号中「破産」を「破産手続開始の決定」に改め、同条を第19条とし、第13条を第18条とし、第12条を第17条とし、第11条を削り、第10条を第16条とし、第9条を第15条とする。

第8条中「貸付けの対象となつた土地、建物その他の施設（以下「貸付対象施設等」という。）」を「貸付対象施設等」に改め、同条を第14条とし、第5条から第7条までを6条ずつ繰り下げ、第4条を削り、第3条の次に次の7条を加える。

（貸付けの種類）

第4条 第2条第1号の事業に係る貸付けの種類は、次に掲げるものとする。

- (1) 前条の表第9項又は第10項に掲げる事業に対する貸付けのうち、小規模事業者（常時使用する従業員の数が20人以下（商業又はサービス業（ソフトウェア業及び情報処理サービス業を除く。）に属する事業を主たる事業として行う者については、常時使用する従業員の数が5人以下）の会社、個人、企業組合及び協業組合をいう。以下同じ。）に対する貸付け（次条において「小規模事業者貸付け」という。）
- (2) 前条の表第4項、第5項又は第7項から第9項までに掲げる事業のうち、当該事業に直接又は間接に参加しようとする中小企業者の当該事業に係る事務所又は事業所の所在地が4以上の都道府県の区域にわたるものに

に対する貸付け（次条において「広域貸付け」という。）

(3) 次のいずれかに該当する貸付け（次条において「施設再整備貸付け」という。）

イ 前条の表第1項から第10項までに掲げる事業のうち、過去にこの規則に基づく資金の貸付けを受けた中小企業者が、新分野進出等経営環境の変化に対応するために行う施設の整備又は既存施設の陳腐化、老朽化等を解消するために行う施設の再整備に対する貸付け

ロ 前条の表第9項に掲げる事業を実施した事業協同組合等が同項の事業として実施する空き区画等の再整備に対する貸付け

(4) 前条の表第1項から第10項までに掲げる事業に対する貸付けのうち前3号に掲げる貸付けに該当しないもの及び前条の表第11項から第14項までに掲げる事業に対する貸付け（次条において「普通貸付け」という。）

(5) 前条の表に規定する事業のうち災害を受けた事業用施設の復旧を図るものであつて、知事が別に定める要件に該当するものに対する貸付け（次条及び第7条において「災害復旧貸付け」という。）

（貸付金の額）

第5条 第2条第1号の事業に係る貸付金の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 小規模事業者貸付け 貸付けの相手方が貸付けの対象となる土地、建物その他の施設（以下「貸付対象施設等」という。）を取得し、造成し、又は整備するのに必要な資金（以下「整備資金」という。）の100分の90以内で知事が定める額

(2) 広域貸付け 整備資金の100分の80以内で知事が定める額

(3) 施設再整備貸付け 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額

イ 小規模事業者貸付けに係る施設再整備貸付け 整備資金の100分の90以内で知事が定める額

ロ 広域貸付けに係る施設再整備貸付け 整備資金の100分の80以内で知事が定める額

ハ イ及びロに掲げる貸付け以外の施設再整備貸付け 整備資金の100分の80以内で知事が定める額

(4) 普通貸付け 整備資金の100分の80以内で知事が定める額

(5) 災害復旧貸付け 整備資金の100分の90以内で知事が定める額

（償還期間等）

第6条 第2条第1号の事業に係る貸付金の償還期間（据置期間を含む。以下同じ。）は、20年以内で、貸付対象施設の耐用年数、貸付けの相手方の償還能力等を勘案して知事が定める期間とする。

2 据置期間は3年以内であつて、知事が定める期間とする。

（貸付利率）

第7条 第3条の表第1項から第10項までに掲げる事業に係る資金の貸付けのうち次の各号のいずれかに該当するもの、同表第11項及び第12項に掲げる事業に対する貸付け又は災害復旧貸付けは、無利子とする。

(1) 第3条の表第3項に掲げる事業のうち、当該事業を実施する事業協同組合等、事業協同小組合又は協業組合の組合員等、合併会社の合併者又は出資会社の出資者の3分の2以上が製造業若しくは情報サービス業のいずれか一の業種又は相互に関連性の高い製造業及び情報サービス業を行うものである場合の当該事業に係る資金の貸付けであつて、知事が別に定める要件に該当するもの

(2) 第3条の表第5項又は第9項に掲げる事業に対する資金の貸付けのうち、汚水、ばい煙、産業廃棄物、騒音等の共同処理施設若しくは共同防止施設又は省資源・省エネルギー共同施設に係る資金の貸付けであつて、知事が別に定める要件に該当するもの

(3) 第3条の表第6項に掲げる事業であつて、伝統的工芸品産業の振興に関する法律（昭和49年法律第57号）第5条第3項に規定する認定振興計画、同法第8条第3項に規定する認定共同振興計画、同法第10条第3項に規定する認定活性化計画に基づき実施する事業又はエネルギー等の使用の合理化及び資源の有効な利用に関する事業活動の促進に関する臨時措置法（平成5年法律第18号）第20条第2項に規定する中小企業承認事業計画に基づき実施する事業に係る資金の貸付け

(4) 第3条の表第9項又は第10項に掲げる事業のうち、公園、緑地その他の地域環境保全施設等の整備に係る事業に係る資金の貸付けであつて、知事が別に定める要件に該当するもの

(5) 第3条の表第1項から第3項まで、第5項、第6項、第9項又は第10項に掲げる事業のうち、災害の発生を未然に防止し、又は災害が発生した場合における被害の拡大を防止するための共同防災施設の整備に係る事業に係る資金の貸付けであつて、知事が別に定める要件に該当するもの

(6) 第3条の表第5項又は第10項に掲げる事業のうち、中小小売商業振興法（昭和48年法律第101号。以下「小売振興法」という。）第4条第1項の認定を受けた商店街整備計画に基づき実施する事業に係る資金の貸付けであつて、知事が別に定める要件に該当するもの

- (7) 第3条の表第9項に掲げる事業のうち、小売振興法第4条第2項の認定を受けた店舗集団化計画に基づき実施する事業に係る資金の貸付けであつて、知事が別に定める要件に該当するもの
 - (8) 第3条の表第3項に掲げる事業のうち、小売振興法第4条第3項の認定を受けた共同店舗等整備計画に基づき実施する事業に係る資金の貸付けであつて、知事が別に定める要件に該当するもの
 - (9) 第3条の表第6項に掲げる事業のうち、小売振興法第4条第4項の認定を受けた電子計算機利用経営管理計画に基づき実施する事業に係る資金の貸付け
 - (10) 第3条の表第4項に掲げる事業のうち、小売振興法第4条第5項の認定を受けた連鎖化事業計画に基づき実施する事業に係る資金の貸付け
 - (11) 第3条の表第3項、第5項、第9項又は第10項に掲げる事業のうち、中小企業における労働力の確保及び良好な雇用の機会の創出のための雇用管理の改善の促進に関する法律（平成3年法律第57号）第5条第2項に規定する認定計画に基づき実施する事業に係る資金の貸付けであつて、知事が別に定める要件に該当するもの
 - (12) 第3条の表第3項（特定中小企業団体の行う事業に限る。）、第5項、第9項又は第10項に掲げる事業のうち、中小企業流通業務効率化促進法（平成4年法律第65号）第5条第2項に規定する認定計画に基づき実施する事業に係る資金の貸付けであつて、知事が別に定める要件に該当するもの
 - (13) 第3条の表第5項から第9項までに掲げる事業のうち、中小企業の創造的事業活動の促進に関する臨時措置法（平成7年法律第47号）第5条第2項に規定する認定研究開発等事業計画に基づき実施する事業に係る資金の貸付けであつて、知事が別に定める要件に該当するもの
 - (14) 第3条の表第5項、第6項、第8項又は第9項に掲げる事業のうち、特定産業集積の活性化に関する臨時措置法（平成9年法律第28号）第8条第2項に規定する承認高度化等計画、同法第10条第2項に規定する承認高度化等円滑化計画、同法第24条第2項に規定する承認進出計画又は同法第26条第2項に規定する承認進出円滑化計画に基づき実施する事業に係る資金の貸付けであつて、知事が別に定める要件に該当するもの
 - (15) 第3条の表第5項、第6項又は第9項に掲げる事業のうち、中心市街地における市街地の整備改善及び商業等の活性化の一体的推進に関する法律（平成10年法律第92号。以下「中心市街地活性化法」という。）第17条第2項に規定する認定特定事業計画に基づき実施する事業に係る資金の貸付けであつて、知事が別に定める要件に該当するもの
 - (16) 第3条の表第3項、第5項（特定中小企業団体の行う事業に限る。）、第9項又は第10項に掲げる事業のうち、中心市街地活性化法第21条第2項に規定する認定中小小売商業高度化事業計画に基づき実施する事業に係る資金の貸付け
 - (17) 第3条の表第1項又は第3項から第9項までに掲げる事業のうち、中小企業経営革新支援法第5条第2項に規定する承認経営革新計画に基づき実施する事業に係る資金の貸付けであつて、知事が別に定める要件に該当するもの
 - (18) 第3条の表第2項から第7項まで又は第9項に掲げる事業のうち、下請中小企業振興法第7条第2項に規定する承認振興事業計画に基づき実施する事業に係る資金の貸付けであつて、当該事業に参加する事業者のうち、70パーセント以上が承認振興事業計画に記載された中小企業者であるもの
- 2 前項に該当しない貸付けの利率は、年利1.05パーセント以内とする。
- （償還方法）
- 第8条 元金の償還方法は、年賦又は半年賦の元金均等の割賦償還の方法によるものとする。ただし、知事が必要があると認める場合には、定期償還又は元金不均等の割賦償還の方法によることができるものとする。
- （利息の支払方法）
- 第9条 利息の支払方法は、後払いとし、元金償還約定日に支払わせるものとする。ただし、据置期間中においては、当該期間中の利息を元金の償還方法に準じて年ごと又は半年ごとに支払わせるものとする。
- （担保及び保証人）
- 第10条 知事は、債権保全及び事業目的の達成に資するため、原則として貸付対象施設等を担保として徴するものとする。
- 2 貸付けを受けようとする者は、貸付けに係る債務を保証するに足る資力を有し、知事が適当と認めた者2人以上の連帯保証人をたてなければならない。
- 3 知事が、増担保の提供又は保証人の変更その他担保の変更を認めるときは、速やかにこれに応じなければならない。
- 別表を削る。
- 別記様式第1号中「第6条」を「第12条」に改める。

別記様式第2号中「指令商第 号」を「 第 号」に、「第8条」を「第14条」に改める。

別記様式第3号中「指令商第 号」を「 第 号」に改める。

別記様式第4号中「第15条」を「第20条」に改める。

別記様式第5号及び第6号中「指令商第 号」を「 第 号」に改める。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、第14条第4号の改正規定中「破産」を「破産手続開始の決定」に改める部分は、平成17年1月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に改正前の山形県中小企業高度化資金貸付規則の規定により貸し付けられている資金については、なお従前の例による。

平成16年12月7日印刷
平成16年12月7日発行

発行所 山形県庁
発行人 山形県
購読料 月4,000円(郵送料共)

〒990-0047 山形市旅籠町二丁目1-21
印刷所 坂部印刷株式会社
印刷者 坂部 登
電話 山形(631)2057 (631)2056